

## Ⅶ 関係条文（参考）

### ○統計法（平成 19 年法律第 53 号）の抜粋

（報告義務）

第 13 条 行政機関の長は、第 9 条第 1 項の承認に基づいて基幹統計調査を行う場合には、基幹統計の作成のために必要な事項について、個人又は法人その他の団体に対し報告を求めることができる。

2 前項の規定により報告を求められた個人又は法人その他の団体は、これを拒み、又は虚偽の報告をしてはならない。

3 第 1 項の規定により報告を求められた個人が、未成年者（営業に関し成年者と同一の行為能力を有する者を除く。）又は成年被後見人である場合においては、その法定代理人が本人に代わって報告する義務を負う。

（守秘義務）

第 41 条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める業務に関して知り得た個人又は法人その他の団体の秘密を漏らしてはならない。

一 第 39 条第 1 項第 1 号に定める情報の取扱いに従事する行政機関の職員又は職員であった者 当該情報を取り扱う業務（中略）

五 地方公共団体が第 16 条の規定により基幹統計調査に関する事務の一部を行うこととされた場合において、基幹統計調査に係る調査票情報（中略）の取扱いに従事する当該地方公共団体の職員又は職員であった者 当該情報を取り扱う業務（後略）

（命令への委任）

第 56 条の 2 この法律の定めるもののほか、この法律の実施のために必要な事項は、命令で定める。

### ○毎月勤労統計調査規則（昭和 32 年労働省令第 15 号）の抜粋

（調査の対象）

第 7 条 全国調査は、第 6 条に規定する調査の範囲に属する事業所のうち、常用労働者を常時 5 人以上雇用するものであつて、厚生労働大臣が事業主に対する通知により指定するもの（第 12 条及び第 15 条において「全国調査事業所」という。）について行う。

2 前項の指定は、常用労働者を常時 30 人以上雇用する事業所（第 16 条第 1 項及び第 17 条の 2 第 1 項において「全国調査第一種事業所」という。）と常用労働者を常時 5 人以上 30 人未満雇用する事業所（第 16 条第 2 項及び第 4 項並びに第 17 条の 2 第 2 項において「全国調査第二種事業所」という。）とに区分して行う。

3 地方調査は、各都道府県ごとに第 6 条に規定する調査の範囲に属する事業所のうち、常用労働者を常時 5 人以上雇用するものであつて、厚生労働大臣が事業主に対する通知により指定するもの（第 12 条及び第 15 条において「地方調査事業所」という。）について行う。

4 前項の指定は、常用労働者を常時 30 人以上雇用する事業所（第 16 条第 1 項及び第 17 条の 2 第 1 項において「地方調査第一種事業所」という。）と常用労働者を常時 5 人以上 30 人未満雇用する事業所（第 16 条第 2 項及び第 4 項並びに第 17 条の 2 第 2 項において「地方調査第二種事業所」という。）とに区分して行う。（後略）

（調査事業所の変更又は廃止）

第 15 条 調査の対象となる事業所の名称若しくは所在地について変更があつたとき、又は事業を廃止したときは、全国調査事業所又は地方調査事業所の事業主は、直ちに、その旨を当該事業所を管轄する都道府県知事に報告しなければならない。（後略）

（報告義務）

第 16 条 全国調査第一種事業所又は地方調査第一種事業所の事業主は、第 8 条第 1 項各号に掲げる事項を都道府県知事が当該事業主に配布する調査票を用いて報告しなければならない。

2 全国調査第二種事業所又は地方調査第二種事業所の事業主（事業主が不在のときは、これに代わる者）は、第 8 条第 1 項各号に掲げる事項を調査票に記入し、当該調査票の取集に応じ、及び毎月勤労統計調査員の質問に答えることにより毎月勤労統計調査員に対して報告しなければならない。（中略）

4 前二項の規定にかかわらず、天災事変その他やむを得ない理由のため、これらの規定に規定する方法によることができないと厚生労働大臣又は都道府県知事が認めたものについては、全国調査第二種事業所、地方調査第二種事業所又は特別調査事業所の事業主（事業主が不在のときは、これに代わる者）は、都道府県知事又は毎月勤労統計調査員が当該事業主に配布する調査票を用いて報告することができる。

5 前条第 1 項又は前四項の規定による報告（第 17 条の 2 第 1 項又は第 2 項の規定により、第 1 項、第 2 項又は第 4 項の規定による報告に代えて報告する場合を含む。）は、第 8 条第 1 項各号又は第 2 項各号に掲げる事項を管理している者が事業主に代わって行うことができる。

（調査票の提出）

第 17 条 前条第 1 項及び第 4 項の規定による報告は、調査票を調査月の翌月の 10 日（特別調査にあつては、調査を実施する年の 9 月 10 日）までに、当該事業所を管轄する都道府県知事に提出することによつて行わなければならない。

2 毎月勤労統計調査員は、前条第 2 項の規定により報告を受けた調査票を調査月の翌月の 10 日までに当該事業所を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。（後略）

（電子情報処理組織による提出）

第 17 条の 2 全国調査第一種事業所又は地方調査第一種事業所の事業主は、第 16 条第 1 項の規定による報告に代えて、厚生労働省の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）と報告をしようとする者の使用に係る入出力装置とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して報告することができる。

2 前項の規定は、全国調査第二種事業所若しくは地方調査第二種事業所の事業主（事業主が不在のときは、これに代わる者）が行う第 16 条第 2 項若しくは第 4 項の規定による報告又は特別調査事業所の事業主（事業主が不在のときは、これに代わる者）が行う同条第 4 項の規定による報告について準用する。

3 第 1 項（前項において準用する場合を含む。）の規定により報告する場合は、同項の電子計算機に備えられたファイルへの記録がされたときに調査票が都道府県知事に到達したものとみなす。